第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

（エネルギー管理員の選任又は解任の届出）

第三十三条　法第十二条第三項、第十四条第三項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十四条第三項、第三十六条第三項、第四十二条第三項又は第四十四条第三項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。

度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第十三条第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

（エネルギー管理員の選任又は解任の届出）

第十三条　法第十三条第三項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。

［削る］

（第二種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出）

第三十四条　法第十三条第二項、第二十四条第二項、第三十五条第二項又は第四十三条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（中長期的な計画の提出）

第三十五条　法第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。

一　エネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギー

（エネルギー管理員の業務）

第十四条　法第十三条第四項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第十一条の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第十七条の報告書に係る書類の作成及び法第八十七条第三項の報告に係る書類の作成

［新設］

（中長期的な計画の提出）

第十五条　法第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による計画の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。

［新設］